

**富山高山すし空港を起点とした
インバウンド誘客強化事業（旅行会社招聘）業務委託仕様書**

1 業務名

富山高山すし空港を起点としたインバウンド誘客強化事業（旅行会社招聘）業務

2 業務の目的

富山空港の新愛称を「富山高山すし空港」に決定したことを契機として、空港を起点とした訪日外国人旅行者の富山県と岐阜県（特に飛騨地域）の広域周遊を促進する。

3 業務内容

富山空港の新愛称を「富山高山すし空港」に決定したことを契機として、インバウンドに対する認知度向上を図るとともに、空港を起点とした訪日外国人旅行者の富山県と岐阜県（特に飛騨地域）との広域周遊を促進するため、旅行会社招聘を以下により実施する。

（１）旅行会社招聘の概要

○招聘時期：令和８年秋から令和９年３月

○被招聘者：訪日外国人旅行者（※）を取扱う国内旅行会社又は海外旅行会社の日本支店等

５社以上（１社あたりの人数は問わない）

※中でも欧州、米国、東南アジア（シンガポール等）の英語圏の市場を主要ターゲットと想定する。

○招聘回数：１回以上

（被招聘者を１度に招聘するか、複数回に分けて招聘するかは問わない。）

○招聘日数：招聘１回につき概ね２泊以上

○訪問地域：富山県及び岐阜県（特に高山市や白川村などインバウンドの来訪の多い飛騨地域）

○招聘目的：富山県への滞在及び岐阜県との周遊促進を目的とし、今後の送客につながるよう招聘を企画、実施すること。

※企画提案において、具体的な被招聘者の候補や招聘可能な旅行会社数、想定される視察先等を提案すること。

（２）旅行会社招聘に係る業務内容

①招聘に係る行程の作成

- ・富山県と協議のうえ招聘の行程を作成すること。
- ・基本的に富山県及び岐阜県（特に飛騨地域）を訪問する行程とすること。

- ・行程は招聘 1 回につき概ね 2 泊以上を想定し、うち最低 1 泊は富山県内での宿泊とする。
- ・被招聘者の拠点が首都圏の場合、基本的に往路又は復路のいずれかにおいて富山・羽田便を利用すること（実際の移動手段については、招聘の日程や、招聘前後の被招聘者の滞在地に応じ調整する）。
- ・富山県と岐阜県（特に飛騨地域）の移動にあたっては、鉄道、高速バス又は専用車を利用すること。
- ・富山県内の滞在中、被招聘者に対し、富山県及び岐阜県の観光資源や周遊の魅力、アクセスや訪日外国人旅行者の利用が想定される交通手段等を説明する場を設けること（1 時間程度を想定）。

②被招聘者の選定

- ・被招聘者の富山県及び岐阜県（特に飛騨地域）への現在の送客状況について、可能な限り事前に把握し、両地域への送客に関心を持つ者を被招聘者として選定すること。
- ・被招聘者については、富山県との協議のうえ、決定すること。

③移動手段の手配

- ・招聘に係る国内移動手段の手配を行うこと。
- ・富山県内及び岐阜県内の滞在中に際して専用車を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。

④被招聘者に係る宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配

- ・宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配を行うこと。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、訪日外国人旅行者の受入れに意欲のある施設を優先すること。
- ・視察先の施設や関係者に対し必要な確認を取り、了承を得ること。

⑤添乗者の手配

- ・適切に旅程管理のできる者が随行すること。
- ・通訳者が必要な場合は、手配すること。この場合、添乗者が通訳者を兼務することも可とする。

⑥招聘に係るアテンド及び記録

- ・招聘に係る全行程に同行し、被招聘者の視察を支援するとともに、活動実績を記録（写真撮影含む。）すること。

⑦その他留意事項

- ・被招聘者が十分な視察を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招聘者が安全に行動できる体制をとること。
- ・視察中は、各種法令に抵触しないように注意すること。
- ・被招聘者に対し飲料水（ペットボトル水等）を提供するなど、体調管理に配慮すること。

(3) 招聘後のフォローアップ

- ・招聘後、被招聘者に対しアンケートを実施し、視察に関するフィードバックや今後の送客の可能性についてとりまとめ報告すること。
- ・被招聘者に随時連絡をとり、追加情報の提供や旅行商品の造成を働きかけること。

(4) 業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について富山県と定期的にミーティングを行うこと。
- ・富山県から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

(5) その他誘客に向けた活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、富山空港を起点とした富山県と岐阜県の周遊促進に資するその他の活動が可能であれば提案すること。

4 業務の進め方

業務の実施にあたっては、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議した上で実施していくものとする。

5 実施報告書の作成

業務が完了したときは、次の事項を含む業務実施報告書を作成し、6の履行期限までに電子データを富山県へ提出するものとする。

- ・旅行会社招聘の結果（被招聘者の概要、視察の行程及び様子（写真画像を含む。）、アンケート結果等）
- ・事業実施に伴う効果及び課題の分析（参加者のニーズ、感想等）
- ・その他富山県が指示したもの

6 履行期限

令和9年3月31日（水）まで

7 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許

諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。

- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受注内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。